

10月から

あなたにもマイナンバーが届きます



社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）のスタートに伴い、個人番号（マイナンバー）が記載された「通知カード」を送付します。

通知カードは世帯主宛に簡易書留で郵送しますので、必ず受け取ってください。

届いた通知カードには重要な個人情報に記載されています。紛失しないよう大切に管理してください。

通知カードは

住民票の住所に送ります

今のお住まいと住民票の住所が異なる人は、早めに住民票の異動をお願いします。



●送付物の内容

- ①通知カード・個人番号カード交付申請書（世帯人数分）
- ②案内文書
- ③個人番号カード交付申請書の送付用封筒

通知カード・個人番号カード交付申請書（見本）

通知カード

個人番号 0123 4567 8901
氏名 番号 花子

住所 ○○県△△市□□町○丁目△番地 1-1-1

平成5年3月31日生 性別 女 △△市長
発行日 平成27年10月00日 A123456789

個人番号カード交付申請書
兼 電子証明書発行申請書

△△市長宛
(地方公共団体情報システム機構 宛)

申請書ID 1234 5678 9012 3456 7890 123

* 番号 花子
氏名

* ○○県△△市□□町○丁目△番地 1-1-1
住所

生年月日 * 平成5年3月31日 性別 * 女

【代替文字情報】

電話番号 外国人住民の区分

在留期間等 満了日の有無 在留期間等 満了日

右欄の点字表記を希望する バンゴウ ハナコ

※上に入力されている情報は、平成00年00月00日現在のものです。

左のQRコードを読み取るとスマートフォン等から交付の申請ができます。

申請書ID 1234 5678 9012 3456 7890 123

右のQRコードは製造管理用です→

視覚障がい者用 音声コード 10000019 01/01 3190110000019#

個人番号カードの申請方法については来月号で詳しくお伝えします。



通知カード

この部分が「通知カード」になります。切り離してお使いください。



- ・顔写真なし
- ・有効期限なし
- ・マイナンバーの提示を求められた際に利用できます。(ただし、本人確認を行なうために運転免許証などの提示が必要です)

個人番号カード交付申請書

この部分は「個人番号カード」の交付申請書になります。

申請（希望者のみ）

個人番号カード



- ・顔写真あり
- ・有効期限あり（発行日から10回目の誕生日まで。ただし、20歳未満の人は5回目の誕生日まで）
- ・公的な身分証明書として利用できます。
- ・マイナンバーの提示を求められた際に利用できます。
- ・電子証明書による確定申告など各種行政手続きのオンライン申請に利用できます。（電子証明書の有効期限は発行日から5回目の誕生日まで）

Q1

通知カードの発行者は誰ですか

市区町村長です。なお、通知カードの発行と送付は「地方公共団体情報システム機構（J-LIS）」が全国の市区町村長から委任を受けて行ないます。

Q2

通知カードはどのような人に送付されますか

子どもから高齢者まで、住民票を有する全ての人に送付します。外国籍の人でも、住民票がある人には通知カードを送付します。



Q3

通知カードが届いたらどうすればいいですか

職場での給与支払い事務や市役所などでのさまざまな手続きの際にマイナンバーの提示を求められますので、大切に管理してください。また、個人番号カードの交付を希望する場合は申請手続きが必要になります。

Q4

海外赴任中ですが通知カードは送付されますか

国外に滞在している人でも、国内に住民票がある人にはマイナンバーが通知されます。住民票がない場合は通知されません。日本国内に転入し住民票が作成されれば通知カードが送付されます。

やむを得ない理由により住民票の住所地で通知カードを受け取ることができない場合

住民票のある住所地の市区町村に「居所登録申請書」などを提出または郵送してください。



- ・申請が認められた人には、登録された居所にあなたのマイナンバーをお知らせします。
- ・申請書は市民課（合志庁舎）・西合志庁舎総合窓口課・各支所に設置しています。また、総務省ホームページからダウンロードもできます。

- 申請期限 9月25日（金）必着
- 対象となる人
- ・東日本大震災の被災者で、住所地以外の居所に避難している人
- ・DV、ストーカー行為、児童虐待などの被害者で住所地以外に移動している人
- ・一人暮らしで医療機関・施設などに長期間入院・入所している人

住民基本台帳カード

（住基カード）をお持ちの人へ

12月28日（月）で住基カードの発行・交付を終了します。

交付された住基カードは、記載された有効期限まで利用できます。

※住基カードをお持ちの人が個人番号カードを取得した場合は、住基カードを廃止し、回収します。（重複所有はできません）

公的個人認証サービスを利用している人へ

・公的個人認証サービスの電子証明書の有効期限は3年です。（住基カードの有効期限とは異なります）

・12月22日（火）以降、住基カード向け電子証明書の発行・更新はできません。

※住基カードの公的個人認証を使って確定申告している人は、個人番号カードを申請しても手元に届く時期が未確定であるため、来年の確定申告後に個人番号カードを申請されるようお勧めします。



問い合わせ先

市民課（合志庁舎）
☎（248）1113